

倉吉記者クラブ加盟社 御中

発信元	琴浦町
担当課	人権・同和教育課
担当者	佐伯 裕美
連絡先	0858-52-1162
令和5年	6月 7日 (水)

「 第73回社会を明るくする運動 」

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

7月は全国一斉に法務省主唱の“社会を明るくする運動”を展開

主 催 琴浦町（担当課：人権・同和教育課）

日 時 令和5年7月3日（月） 17時00分～17時20分

場 所 ポート赤碕情報センター前（雨天時はポート赤碕情報センター内）

事業紹介

“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

琴浦町では町内の更生保護活動を担っていただいている保護司会、更生保護女性会と一緒にこの運動を推進していきます。

《 強調月間の活動 》

7月1日から31日までの1か月間を強調月間と定め、更生保護女性会を中心に保護司会と協力し中学校で挨拶運動を実施したり、中学生と共に駅や店頭で啓発活動を行う予定です。

出発式として7月3日（月）17時00分からは、社会を明るくする運動実施委員会の福本 まり子会長をはじめ町内の保護司会、更生保護女性会、人権擁護委員が集まり、運動を展開します。

